

平成28年第5回 湯沢市教育委員会議事録

日 時：平成28年3月22日（火）午後2時00分

場 所：湯沢市役所 4階 44会議室

1. 会議に出席した委員

1 番	藤	井	泰	樹
2 番	和	田	隆	彦
3 番	佐	藤	和	広
4 番	後	藤	美	喜子
5 番	芳	賀		誠

1. 会議を欠席した委員

なし

1. 会議に出席した事務局職員

教育部長	山 内 信 弘
教育部学校教育課長	近 野 良 浩
教育部生涯学習課長	佐 藤 司
教育部教育総務課主幹	斎 藤 正 幸 (書 記)

1. 会議に提出された議案

- 議案第12号 湯沢市指定文化財の指定について
- 議案第13号 湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について
- 議案第14号 湯沢市教育委員会所管職員の職名に関する規則の一部改正について
- 議案第15号 湯沢市学校給食センター条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について
- 議案第16号 雄勝郡会議事堂記念館管理運営規則の一部改正について
- 議案第17号 湯沢市スキー場条例施行規則及び湯沢市湯沢文化会館管理運営規則の一部改正について

【午後1時59分 開 会】

芳賀委員長

平成28年第5回湯沢市教育委員会を開催いたします。

春らしくなってきました、間もなく新年度を迎えますが、雪も大分無くなりまして、しっかりした新年度を迎えられるかと思えます。

県北の高校のいじめについて、学校側の見解と保護者の見解が異なるため、県教委が調査に入るということで、大きな問題となっておりますが、学校側が保護者の想いや考えをどの程度受け止めていたのかと心配するところです。いじめは、当然毎年あるというつもりで関わっていかねばならないわけですけれども、早い段階から、学校だけでなく教育委員会が関知する形が必要と思っているところであります。

前議事録の承認

芳賀委員長

それでは、次第の2であります、前議事録の承認であります。

議事録は、第2回、第3回、第4回と3回分ありますが、事前配付されておりますので、ご覧になっていただいたと思えます。

内容につきまして、何か訂正、質疑等ありましたらお願いします。

— 〈発言なし〉 —

芳賀委員長

よろしいですか。

— 〈異議なしの声〉 —

芳賀委員長

それでは、議事録3回分については承認ということであります。

議事録署名委員の指名

芳賀委員長

今回の議事録の署名委員は、1番の藤井委員、2番の和田委員にお願いします。

教育長報告

芳賀委員長

次に教育長報告であります、ありますか。

和田教育長

二つございまして、一つは教職員の人事異動に関し、3月18日に内示を行ないまして、それぞれ校長先生から職員へ伝えていただきました。午後5時までには報告を受けることとしましたが、報告いただいた中でトラブルはありませんでした。

もう一つは、湯沢北中学校の男女ハンドボール部が全国新人ハンドボール大会に出場するため、教育委員会にあいさつに来ました。来週、富山県

氷見市で大会が行われます。検討を祈っているところであります。
以上です。

議 事

芳賀委員長 それでは、次第の4、議事に入ります。
議案第12号 湯沢市指定文化財の指定についてお願いします。

佐藤 藤 議案第12号 湯沢市指定文化財の指定についてでございます。
生涯学習課長 今回、指定候補物件につきましては、古鏡二点でございます。一点目が、素鈕梅柏双鳥文鏡、二点目が、亀座鈕蓬萊松菊双鶴接嘴文鏡であります。提案理由につきましては、指定候補物件につきまして湯沢市文化財保護審議会に諮問いたしましたところ、市内に所在する貴重な価値を持つ文化財であることから、湯沢市指定文化財に指定すべきであるとの答申を受け、市の指定文化財に指定したいためでございます。審議の概要と指定候補物件の内容につきましては、次の4ページをお開き下さい。はじめに、出土の状況でございますが、二点とも、昭和の初年に平城跡（現在の稲川庁舎の西側）から出土したものでございます。当時、多数出土したと伝えられておりますが、現在、確認されておりますのは、この2点のみとなっております。所有者につきましては、二点とも川連町の小川原隆悦氏でございます。二点の制作年代でございますが、各々の様式の違いから、一点目の古鏡は鎌倉時代、二点目の古鏡は桃山から江戸時代前期に制作されたものと判断されております。この二点の古鏡に見られます様式の違いから、平城が長期に渡り使用されていたことを示すものであり、特に、史料の少ない平城跡の様子を伝える貴重な史料であると言えるものでございます。なお、今回の二点の審議にあたりましては、東北歴史博物館のご協力をいただいた調査結果を基に審議をいただいているものでございます。以上でございます。

芳賀委員長 今、二点の指定につきまして提案がありましたが、これにつきまして質問、意見等ありましたらお願いします。

— 〈発言なし〉 —

芳賀委員長 ございませんか。
これが出土した場所は、平城の中ということでしょうか、位置的には重要な場所ですか、それとも捨てられた感じの場所でしょうか。

山内教育部長 はっきりした出土の調査等はその当時無かったのですが、現在の稲川庁舎のところは高い土手になっており、そのこの県道を改修する時に出土したということです。稲川庁舎が建設される前は、きれいな台形に盛土され、絵図にもあるとおり、だいたい正方形のかたちになっております。記述も

してありますけれども、後三年の役の時、沼の柵や金沢の柵も含め稲川地区でも義家軍の戦闘があったと伝えられており、それがつながっていくと湯沢の開拓にも結び付くのです。中古代の末期から近世まででしたので、小野寺氏が亡くなった後は使用されていないかと思っていましたが、小野寺氏の滅亡までは使われていたことが分かります。所有者である小川原氏の父親が工事に従事していて、刀剣と鏡がかなりの量出てきて、そのうちの2枚をもらったということでした。鏡は、呪術的なこともあります、現在の鏡と違って、古代から、立場やある程度の地位等を表す道具でありましたので、平城にどのような方がいたのかははっきりしないのですが、地域の防御の拠点だったのだと思います。

佐藤委員 今、初めて稲川庁舎のところに平城があったということを知ったのですが、平城跡を示しているものはあるのですか。

山内教育部長 道路脇の土手のところに、凝灰岩のようなもので古城跡の碑が立っています。

佐藤委員 県道から見えるところですか。

藤生涯学習課長 資料の7ページに大館絵図がありますが、ここに朱書沿いの方形が平城跡とあります。

山内教育部長 現在の道路脇ですね。土手が高くなっているのは土塁です。

佐藤委員 わかりました。

芳賀委員長 文化財につきましてよろしいですか。

— 〈異議なしの声〉 —

芳賀委員長 それでは、承認ということであります。

次に、議案第13号 湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正についてお願いします。

教育総務課 教育総務課長が欠席しておりますので、代わりに説明させていただきたいと思っております。

資料の8ページ、湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正についてでございます。このことにつきましては、平成26年4月1日より、教育委員会事務局に部制を敷き、併せて部に次長職を置いておりましたが、市長部局における次長制の廃止に併せて、平成28年4月1日より、教育部から次長職を削るための改正でございます。9ページが改正文、10ページが新旧対照表でございますので、ご参照のうえよろしく願い

たします。以上でございます。

芳賀委員長 次長職を削るものでありますが、よろしいですか。

— 〈異議なしの声〉 —

芳賀委員長 それでは承認といたします。
次に、議案第14号 湯沢市教育委員会所管職員の職名に関する規則の一部改正についてお願いします。

教育総務課 資料の11ページ、湯沢市教育委員会所管職員の職名に関する規則の一部
斎藤主幹 改正についてでございます。

このことにつきましても、議案第13号と同様の事由によりまして、平成28年4月1日より、規則から次長の職名を削るものでございます。併せて、課長級の職名であります「主席参事」について、職名を「課長待遇」に改めるものでございます。12ページが改正本文、13ページが新旧対照表でございますので、ご参照のうえよろしく願いいたします。以上でございます。

芳賀委員長 先ほどの続きで、教育委員会の規則の次長職を削るということであり
ます。よろしいですか。

— 〈異議なしの声〉 —

芳賀委員長 それでは承認とします。
次に、議案第15号 湯沢市学校給食センター条例の一部を改正する条例
の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定についてお願いします。

教育総務課 資料の14ページ、湯沢市学校給食センター条例の一部を改正する条例の
斎藤主幹 施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定についてでございます。

このことにつきまして、去る第1回教育委員会でご承認いただきました統合学校給食センター開設に係ります給食センター条例の一部を改正する条例について、3月18日の議会本会議に於いて可決いただきましたので、関係規則の一部改正をまとめて行うものでございます。15ページが改正本文でございますが、第1条は学校給食センター条例施行規則の一部改正でございます。給食センター及び調理場に配置する職員及び業務について規定するとともに、字句の改正等を行なうものでございます。

第2条及び第3条につきましては、給食センター運営委員会に関し、規則を一部改正及び廃止するものでございますが、給食センター条例の改正によりまして、各給食センターに置くことができるとしておりました給食センター運営部会の規定がなくなり、新センターに置かれる運営委員会に一本化となりますので、第2条では、運営委員会規則について、任命する

委員について必要な改正を行い、第3条では、給食センター運営部会規則そのものを廃止するものでございます。

施行期日につきましては、給食センター条例の改正と同様に、平成29年4月1日でございます。17ページ、18ページが新旧対照表でございますので、ご参照のうえよろしくお願いたします。以上でございます。

芳賀委員長 給食センターが統合になるということで、規則を改正するということがあります。これにつきまして、質問、意見等ありましたらお願いします。

藤井委員 第2条の運営委員会の人数は決まっているのですか。

教育総務課 運営委員会の人数は決まっておりませんが、今のところ、現規則にもございます保健所長（雄勝地域振興局福祉環境部長）のほか、各給食センター運営部会からの委員の方々と医師会、薬剤師会の代表の方、栄養士の方等を含んで構成されております。なお、新しい給食センターができた後の給食センター運営委員会についても、現段階で考えているところは11名でございます。保健所長、校長会の代表、教頭会の代表、養護教諭部会の代表、PTA会員が各地域から1名ずつ、学識経験者として、医師会の代表、薬剤師会の代表、栄養士経験者の計11名で考えております。

芳賀委員長 よろしいですか。

藤井委員 はい。

芳賀委員長 他にございませんか。

— 〈発言なし〉 —

芳賀委員長 私からですが、今、話のありました第2条の中で、雄勝地域振興局の福祉環境部長を保健所長にするのはどうしてですか。

教育総務課 職名が変わるたびに規則を改正することになりますと、県の動向に左右されますので、法定されております「保健所」（湯沢市を所管区域とする）との記載に合せ、また、給食センター側でも保健所長としての委嘱を考えておりましたので、今回、「湯沢市を所管区域とする保健所の長」と改めることによりまして、この後、雄勝地域振興局福祉環境部長の職名が変わったとしても、変更の必要がないということでございます。

芳賀委員長 わかりました。

その下の「湯沢市立小中学校の校長及び教職員」とあり、その下に「PTA会員」ともありますけれども、考えているのは小中学校の校長1名ということですか。

教育総務課
斎藤主幹 第2号の小中学校の校長及び教職員につきましては、校長先生が1名、
教職員ということで教頭先生1名と養護教諭1名で考えております。

芳賀委員長 全市から1人ずつという形になるのですね。

教育総務課
斎藤主幹 そうです。

芳賀委員長 PTAについても同様ですか。

教育総務課
斎藤主幹 PTA会員については、各地域から1名ずつの4名で考えております。

芳賀委員長 わかりました。
他にございませんか。

— 〈発言なし〉 —

芳賀委員長 よろしいですか。

— 〈異議なしの声〉 —

芳賀委員長 それでは承認といたします。
続きまして、議案第16号 雄勝郡会議事堂記念館管理運営規則の一部改正
についてお願いします。

佐藤 藤 資料の19ページ、議案第16号 雄勝郡会議事堂記念館管理運営規則の一
生涯学習課長 部改正についてでございます。提案理由でございますが、第1回教育委員
会でご承認いただき、今回の3月定例会で議決をいただいております雄勝
郡会議事堂記念館条例の改正に伴い、管理運営に係る関係規程を追加する
必要があるため、規則の改正をするものでございます。改正内容につきま
しては、20ページをご覧ください。今回、追加をいたしますのは、これま
で規定しておりませんでした第7条使用料の減免についてであります。減
免の対象につきましては、以下に記載の(1)から(5)までの場合とし、免除及
び減額をするものでございます。減額の率につきましては、半額を減額す
るものでございます。その他の条項につきましては、これまでも規則に定
めておりましたが、条例の改正により、条項の整備と文言の修正を行なう
ものでございます。施行期日は、平成28年4月1日でございます。以上で
ございます。

芳賀委員長 ありがとうございます。
少しご覧になられると思いますが、質問・意見等ありましたらお願いし

ます。

— 〈発言なし〉 —

芳賀委員長 ごさいませんか。

佐藤委員 この記念館は、年間どれくらい使用されているのでしょうか。

佐藤委員
生涯学習課長 平成25年に改修しまして、平成26年4月1日から一般公開しておりますが、平成26年の入館者数が1,167人で行いました。この時は、11月いっぱいとおまつり期間の開館で行いました。今年度も、開館の期間は同じで行いますが、利用者が2,627人と、1,500人近く入館者数が増えている状況で行います。

後藤委員 第7条のところですが、小学校、中学校、幼稚園、保育園とあるのですが、ちなみに高校もあるわけで、例えば、高校生が写真展を開きたいといった場合には、話し合いで減免等になるものではないでしょうか。

佐藤委員
生涯学習課長 この場合は、(5)の市長が特に必要と認めた場合に該当するというところで行いますが、現在のところは市内の小中学校、保育園、幼稚園のみとしております。

芳賀委員長 申込があった時は、基本的に教育ですから減免でしょうね。

佐藤委員
生涯学習課長 多分そうなると思います。

芳賀委員長 高校は県立ですから、離れたのだと思います。
他にございせんか。

— 〈発言なし〉 —

芳賀委員長 よろしいですか。

— 〈異議なしの声〉 —

芳賀委員長 それでは次に、議案第17号 湯沢市スキー場条例施行規則及び湯沢市湯沢文化会館管理運営規則の一部改正についてお願いします。

佐藤委員
生涯学習課長 資料の32ページで行います。湯沢市スキー場条例施行規則及び湯沢市湯沢文化会館管理運営規則の一部改正についてで行います。
提案理由で行いますが、行政不服審査法の改正に伴い、所要の改正が

必要であるためでございます。今回、行政不服審査法の改正は、決定に不服がある場合の申し出の期間等について、改正がされているところがございます。これまでは、不服がある場合は60日以内に異議申し立てをすることとしておりましたが、3ヶ月以内に審査請求をすることに改正されております。これによりまして、34ページをご覧ください。スキー場の使用料減免承認決定通知書の表の欄外の上段ただし書きでございますが、ここを「3ヶ月以内に市長に対し審査請求することができる」と改めるものでございます。

これと同様に、36ページの湯沢文化会館の使用料減免決定通知書につきましても、同様の箇所を改めるものでございます。施行期日につきましては、平成28年4月1日でございます。以上でございます。

芳賀委員長 ありがとうございました。
 スキー場と文化会館の管理運営規則につきましてもの改正になります。質問、意見等ありましたらお願いします。

藤井委員 不服が結構あってこのようになったのですか。

佐藤 藤 事例的には特にございませんが、上位法の改正によるものです。
生涯学習課長

藤井委員 変えざるを得なくなったということですね。
 不服はあまりなかったということですね。

佐藤 藤 無いです。
生涯学習課長

芳賀委員長 他にございませんか。

— 〈発言なし〉 —

芳賀委員長 よろしいですか。

— 〈異議なしの声〉 —

芳賀委員長 それでは、承認とします。
 議事につきましては、以上でございます。

その他

芳賀委員長 次第の5 その他ありましたお願いします。

教育総務課
斎藤主幹

今回の教育委員会についてでございますけれども、6月定例議会の案件についてですと、例年4月下旬に開催しておりますけれども、案件の有無等踏まえまして、後日、日程調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

芳賀委員長

他にございませんか。

－ 〈発言なし〉 －

芳賀委員長

よろしいですか。

－ 〈なし〉 －

芳賀委員長

これで、次第によりまして終了いたしますけれども、この度の人事異動によりまして、教育委員会をリードしてきてくれました部長、課長の半数以上が退任や他に移られるということで大変残念な思いがしますが、これからも教育委員会を忘れることなく、色々な面でご指導、ご協力をお願いしたいと思います。いままで大変ご苦労様でした。

以上で第5回湯沢市教育委員会を閉じます。

【午後2時30分 閉 会】